

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第261号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち26万8,000円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで26万8,000円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年度上半期に家賃・駐車場代10万7,200円（按分50%）を事務所費として政務活動費から支出した。（第1号証）
また令和5年度下半期には、家賃・駐車場代16万800円（按分50%）を事務所費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 2 これらの領収書として提出された物は、「領収書」と書かれておらず、発行した者の住所・氏名も明記されず、印紙税法で規定された収入印紙が貼っていないメモ書きのものである。
- 3 使途運用指針3運用の基本指針（1）政務活動費支出の原則では、④適正な手続がなされていること。⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていることと規定されている。（第3号証）
- 4 よって、X議員が令和5年度に家賃・駐車場代として政務活動費から支出した26万8,000円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 5 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求める。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務所費として計上された26万8,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」

- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。
※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。
※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。
- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。
また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。
- (ク) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められな

い。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 事務所費

内 容	政務活動のために必要な事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理等に要する経費													
主 な 計上例	事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理費（清掃委託費・警備委託費・修繕費等）、光熱水費、保険料、駐車場代等													
考え方・ 取扱い	<p>① 事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所としての形態を有していること。 ・事務所としての機能(事務所スペース、応接スペース、備品等)を有していること。 ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。 <p>【事務所形態による賃借料の計上基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賃借料</th> <th>維持管理費 光熱水費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とす</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			賃借料	維持管理費 光熱水費	自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○	自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○	自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とす	×	○
		賃借料	維持管理費 光熱水費											
	自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○											
	自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○											
自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とす	×	○												

る。又はその会社が所有する土地を駐車場とする		
第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○	○

※維持管理費＝清掃委託費・警備委託費・修繕費(小規模修繕)等
 ※3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社＝3親等内の血族及び2親等内の姻族が、その経営を支配している会社(実質的な経営者)

※自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物を事務所として使用する場合には、使用貸借契約書等を作成する必要がある。

② 会派又は議員が事務所を設置した場合は、事務所名、所在地、床面積、利用状況、按分割合等を記載した「事務所台帳」(参考様式第6号)を作成し、保管する。その他、事務所の見取図、内部及び外観の写真、賃貸借契約書等についても整理し、保管する。

③ 自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する若しくはそれらの者が支配する会社の所有する建物や土地を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、原則として計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては、賃借料を計上することができるものとする。その場合には理由及び支払相手との関係を明記する書面を作成保管するものとする。

また、光熱水費、維持管理費等については、使用実態に応じ按分して政務活動費で計上することができる。

④ 事務所に付随する駐車場の賃借料については、政務活動を目的とするもの又は来客用であれば計上することができる。

⑤ 事務所の維持管理に必要な修繕に係る計上は、最小限かつ小規模なものに限る。

したがって、建物の改築等大規模な修繕は、私的な資産形成と見られるおそれがあるため、政務活動費で計上できない。

⑥ 事務所等の賃貸借契約に係る敷金は本来預け金的性格を有する一時金であり、不動産、特に家屋の賃貸借に際して賃料などの

	<p>債務の担保にする目的で、借借人が貸貸人に預けておく保証金である。貸貸借契約が終了する場合に借借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還される。</p> <p>政務活動費は、原則交付を受けた年度内に精算することから、敷金を政務活動費で計上することは適切ではない。</p> <p>なお、契約解除時に事務所の修繕が必要な場合、その費用は本人が相当な注意を怠らない限り政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑦ 事務所移転費用については、貸主都合（建物老朽化等）での移転等、合理的理由があるときに限り計上することができる。</p>
--	---

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、ま

た、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまでに以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

事務所費に係る支出については、議員から、「令和5年度上半期に家賃・駐車場代10万7,200円（按分50%）、令和5年度下半期には、家賃・駐車場代16万800円（按分50%）を事務所費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、請求人の「領収書として提出された物は、「領収書」と書かれておらず、発行した者の住所・氏名も明記されず、印紙税法で規定された収入印紙が貼っていないメモ書き的なものである。」との主張については、議員から資料の原本を提示いただいているところである。原本は、冊子となっており、冊子の表紙には「領収証」の表記がされていること、また、1枚目には賃貸人の領収印照合用の印鑑が押印されており、印紙税法で規定された収入印紙が貼付されていることを議会局において確認している。また、併せて賃貸借契約書についても確認している。

本件については、請求人が主張する使途運用指針3運用の基本使途運用指針（1）政務活動費支出の原則では、「④適正な手続がなされていること。」「⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること」と規定されている。」との使途運用指針の規定に照らしても、問題ないものと考えている。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、事務所費として計上された2

6万8,000円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、26万8,000円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に事務所費として家賃・駐車場代を支出しているが、領収書として提出された物は、「領収書」と書かれておらず、発行した者の住所・氏名も明記されず、印紙税法で規定された収入印紙が貼っていないメモ書き的なものであることから、事務所費の支出は使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

事務所費について、家賃・駐車場代を支出しているが、領収書として提出された物は、「領収書」と書かれておらず、発行した者の住所・氏名も明記されず、印紙税法で規定された収入印紙が貼っていないメモ書き的なものである事務所費の支出は使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員が

ら資料の原本について提示を受け、原本は、冊子となっており、冊子の表紙には「領収証」の表記がされていること、また、1枚目には貸貸人の領収印照合用の印鑑が押印されており、印紙税法で規定された収入印紙が貼付されていること、また、賃貸借契約書についても確認しているとしている。

使途運用指針3運用の基本方針(1)政務活動費の支出の原則④適正な手続きがなされていること及び⑤支出についての説明ができるよう書籍等が整備されていることについて請求人は言及しているが、上記関係職員の陳述のとおり、資料の原本は冊子となっており、冊子の表紙には「領収証」の表記がされていること、また、1枚目には貸貸人の領収印照合用の印鑑が押印されており、印紙税法で規定された収入印紙が貼付されていることを確認していることが認められることから、使途運用指針に違反しているとはまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された26万8,000円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあつては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第262号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち42万3,180円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで42万3,180円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年度上半期に給与・交通費14万8,600円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は、令和5年度下半期に給与21万7,350円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、労働保険料も源泉徴収も支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計36万5,950円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 X議員は、令和5年度上半期に、日経+電子版の購読料2万4,230円を資料購入

費として政務活動費から支出した。(第4号証)

同様に、令和5年度下半期に、日経+電子版の購読料3万3,000円を資料購入費として政務活動費から支出した。(第5号証)

7 使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。(第6号証)

8 電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。X議員が自宅でも閲読できるよう購読している日経+電子版の購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料5万7,230円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

9 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書(第1号証～第6号証)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費36万5,950円、資料購入費5万7,230円計42万3,180円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定

した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作権隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの
 - 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
 - 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）
- 3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に必要な経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考> 法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。 (行政機関) 雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署</p>

イ 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主 な 計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（*参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について 参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるといふべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関</p>

	<p>連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。</p>
--	---

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところで

あるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、労働保険料や源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針(4)人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を確認しており、政務活動費にて労働保険料を支出していない旨の措置請求があった議員については、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したところである。

資料購入費に係る支出については、議員から「令和5年度上半期に、日経+電子版の購読料2万4,230円、令和5年度下半期に、日経+電子版の購読料3万3,000円を資料購入費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「紙面、電子版ともに、事務所用として購読し、紙面・電子版のそれぞれのメリットを活用し、双方を利用し市民相談等を行っている。」との回答を受けている。

続いて、請求人の「電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲覧できるものである。X議員が自宅でも閲覧できるよう購読している日経+電子版の購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である」との主張については、使途運用指針では紙面、電子版の区別はないため、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

- 4 関係職員の陳述に対する請求人の意見
請求人の意見の要旨は、次のとおりである。
なお、本請求に係る内容以外は除外した。

X議員について、新聞を電子版で取っている。これは事務所用だと言っても、自宅でも閲覧できるわけである。当然、電子版のため、それに関して規定がないと言っているが、事務所だけで見たという明確な証拠がないのでおかしいと思う。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された36万5,950円、資料購入費として計上された5万7,230円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、42万3,180円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料及び源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

また、資料購入費については、使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されているが、電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲覧できるものであり、自宅でも閲覧できるよう購読している日経+電子版の購読料を政務活動費から支出しているのは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の

記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、
「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

まず、X議員は労働保険料、源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において改めて確認し、源泉所得税が発生している場合は、納税に係る書類、労働保険料を支出していない場合は、労働保険料の納付に係る書類を確認しているとしている。

また、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費〈備考〉部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続き及び所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない労働保険料、源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、「備考」の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

次に、資料購入費について、電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲覧できるものであり、自宅でも閲覧できるよう購読している日経+電子版の購読料を政務活動費から支出しているのは、使途運用指針の違反であるとの主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に

規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「紙面、電子版ともに、事務所用として購読し、紙面・電子版のそれぞれのメリットを活用し、双方を利用し市民相談等を行っている。」との回答を得ており、請求人の「電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。X議員が自宅でも閲読できるよう購読している日経+電子版の購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である」との主張については、使途運用指針では紙面、電子版の区別はないとしている。

本件に関しては、「電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。」と請求人は主張しているが、使途運用指針5使途に関する指針（6）資料購入費の考え方・取扱い②において、自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない規定があるが、本件は、事務所で購読する新聞代として計上しており、③では、事務所用として新聞等を購読する場合には、必要最小限の部数で購読料を計上することとされている。

また、主な計上例にある新聞・雑誌等購読料には、紙面・電子版の区別はなく、電子版の新聞についても含まれると解されることから、使途運用指針に違反しているとはいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された36万5,950円、資料購入費として計上された5万7,230円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第263号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち1万671円（※）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで1万671円（※）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年度上半期に、朝日新聞デジタルの購読料4,871円を資料購入費として政務活動費から支出した。（第1号証）
同様に、令和5年度下半期に、朝日新聞デジタルの購読料6,000円を資料購入費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 2 使途運用指針5使途に関する指針（6）資料購入費では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。（第3号証）
- 3 デジタル版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。X議員が自宅でも閲読できるよう購読している朝日新聞デジタルの購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料1万671円（※）をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 4 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「1万871円」と表記されているが、「1万671円」の誤りであると

解した。

別紙 事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された1万671円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領

収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

(ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

(イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。

(ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）

(エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。

(オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておく必要がある。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(カ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主 な 計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等

<p>考え方・ 取扱い</p>	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合限り、必要最小限の部数を購入することができる。（*参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について 参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるといふべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。</p>
---------------------	---

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

資料購入費に係る支出については、議員から「令和5年度上半期に朝日新聞デジタルの購読料4,871円、令和5年下半期に朝日新聞デジタルの購読料6,000円を資料購入費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「自宅を事務所としているため、使途運用指針の規定に基づき、1紙目の新聞購読料については自己負担とした上で、2紙目の新聞購読料として、朝日新聞デジタルを政務活動費として支出している。なお、朝日新聞デジタルについては、自宅兼事務所の事務所部分のみで使用しており、電子版のメリット等を活用して市民相談等を行っている。」との回答を受けている。

なお、除外している1紙目の新聞購読料に係る領収書については、議会局で改めて確認している。

続いて、請求人の「電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。X議員が自宅でも閲覧できるよう購読している朝日新聞デジタルの購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である」との主張については、使途運用指針では紙面、電子版の区別はないため、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

自宅兼事務所で購読しているので、構わないという話があったが、X議員の事務所だが、これはもともと●●●●氏が10年ほど事務所として使用していた建物である。

その方が参議院議員に立候補した代わりに新たに新人で当選したX議員が、同じ立憲民主党の議員同士のため、その事務所を継続して使用することとなった。おかしい点はなぜそこがX議員の自宅なのか。そこはもともと●●●●氏の事務所である。●●●●氏の事務所にX議員が移り住んだのか。現地を見ればわかるが、これはどう見ても事務所の建物であって、自宅の建物ではない。このことから、X議員の自宅兼事務所だという説明は、もともとは●●●●氏の事務所であったという経緯からしても、または現地の形状からしても、自宅というのは有り得ない説明であると思う。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、資料購入費として計上された1万671円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、1万671円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に資料購入費として朝日新聞デジタル版として支出した経費は、デジタル版の新聞は、自宅・事務所を問わず購読できるものであり、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

資料購入費について、電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲覧できるものであり、自宅でも閲覧できるよう購読している朝日新聞デジタルの購読料を政務活動費から支出しているのは、使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「自宅を事務所としているため、

使途運用指針の規定に基づき、1紙目の新聞購読料については自己負担とした上で、2紙目の新聞購読料として、朝日新聞デジタルを政務活動費として支出している。」また、朝日新聞デジタルについては、自宅兼事務所の事務所部分のみで使用しており、電子版のメリット等を活用して市民相談等を行っている。」との回答を得ており、請求人の「電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。X議員が自宅でも閲読できるよう購読している朝日新聞デジタルの購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である」との主張については、使途運用指針では紙面、電子版の区別はないとしている。

本件に関しては、「電子版の新聞は自宅・事務所を問わず閲読できるものである。」と請求人は主張しているが、使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費の考え方・取扱い②において、「自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは、政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」規定となっており、本件は、1紙目の新聞購読料については自己負担として、領収書の確認があり、2紙目を政務活動費として支出している。

また、主な計上例にある新聞・雑誌等購読料には、紙面・電子版の区別はなく、電子版の新聞についても含められると解されることから、使途運用指針に違反しているとはいえない。したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された1万671円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第264号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち132万円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで132万円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に給与60万円を人件費として政務活動費から支出した。
（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に給与72万円を人件費として政務活動費から支出した。
（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、労働保険料も源泉徴収も支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計132万円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙 事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された132万円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作

権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみな

し、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全

額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに

	<p>勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考> 法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。 （行政機関） 雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	--

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引き続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、労働保険料や源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、

使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針（４）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を確認しており、政務活動費にて労働保険料を支出していない旨の措置請求があった議員については、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第５ 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和５年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された132万円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、132万円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和５年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料及び源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的

判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は労働保険料、源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類、労働保険料を支出していない場合は、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認している。

また、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続き及び所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない労働保険料、源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、「備考」の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された132万円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第265号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち45万円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで45万円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に給与15万円を人件費として政務活動費から支出した。
（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に給与30万円を人件費として政務活動費から支出した。
（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、労働保険料も源泉徴収も支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計45万円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙 事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された45万円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作

権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみな

し、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全

額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに

	<p>勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考> 法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。 （行政機関） 雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	--

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引き続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、労働保険料や源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、

使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針（４）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を確認しており、政務活動費にて労働保険料を支出していない旨の措置請求があった議員については、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第５ 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和５年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された４５万円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、４５万円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和５年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料及び源泉所得税を支出していないことは、所得税法第２０４条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成２１年１２月１７日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的

判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は労働保険料、源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類、労働保険料を支出していない場合は、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認している。

また、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続き及び所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない労働保険料、源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、「備考」の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された45万円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。